

平成23年度一般会計補正予算説明資料

5款 労働費
1項 労政費
1目 労政総務費

雇用人材総室[人材育成確保室](内線:7233)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] (新)専門的技術者等正規雇用促進事業	0	債務負担行為額 14,400 4,800	債務負担行為額 14,400 4,800				債務負担行為額 14,400 4,800	
トータルコスト	0	5,599	5,599	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務、トライアル雇用終了後の正社員採用にむけての働きかけ				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	専門的・技術的職業を対象とした正規雇用の促進：正規雇用数の目標値を達成(平成23年度～26年度の間で80人の正規雇用数を旨す)							

説明

1 事業の目的・概要

県の「重点分野職場体験型雇用事業」の対象とならない求職者のうち「専門的・技術的職業」への正社員を希望する者について、国トライアル雇用(3ヶ月)によっても採用の可否を判断できない場合を対象として、国に引き続き9ヶ月以内の県トライアル雇用を実施し、最長1年間のトライアル雇用を可能にすることで、正社員採用へ結びつく可能性を高める。

また、県トライアル雇用後に正社員採用した場合に奨励金を支給することで、さらに正社員採用を誘導する。

2 主な事業内容

事業内容	県内に事業所を有し、ハローワークに求人登録して職業分類上の「専門的・技術的職業」の正社員を採用しようとする企業のうち、次の(1)、(2)のいずれにも該当する企業。 (1) 県の「重点分野職場体験型雇用事業」が適用できない、次のいずれかに該当する求職者を採用しようとする企業。 ○建設・土木関係企業への就職を希望する者。 ○緊急雇用創出事業によって、県又は市町村の非常勤職員等に延べ1年間就業した経験がある者。 (2) 国トライアル雇用期間満了後に引き続き県トライアル雇用を活用しようとする企業。
支給額	○トライアル雇用期間 8万円/月(9ヶ月以内) ※国のトライアル雇用期間(3ヶ月)を含め通算1年以内。 ○雇用奨励金 30万円(正社員採用6ヶ月経過後)←平成24年度以降予算化予定

○平成23年度予算額(トライアル雇用分のみ)

$$80千円 \times 20人 \times 3ヶ月 = 4,800千円$$

○債務負担行為額(トライアル雇用全体額)

$$80千円 \times 20人 \times 9ヶ月 = 14,400千円(平成24年度債務負担行為)$$

3 これまでの取り組み状況、改善点

(1) 平成22年7月に緊急雇用創出事業の「重点分野職場体験型雇用事業」を創設し、正社員採用を推進しているが、本事業は国の制度上、建設・土木関係企業への就職目的や緊急雇用創出事業で1年間雇用された者には適用できない。

(2) 建設・土木業界においては即戦力・有資格者が求められるが、資格取得においては1年以上の実務経験が必要とされるものもことから、本事業を実施することにより、実務経験の蓄積に加え上位資格の取得機会を拡大し、正規雇用化を促進する。